

『新修 徳川家康文書の研究』第二輯 補遺

徳川義宣

目次

天正十五年

〔参考〕豊臣秀吉より遣られたる定書（天正十五年五月二十八日）

一柳直末に遣れる書狀（天正十五年七月十一日）

永祿十二年

三和源八郎に與へたる所領宛行狀（永祿十二年正月十五日）

天正十七年

木下吉隆・長東正家に遣れる書狀（天正十七年九月十七日）

天正十一年

北條氏規（推定）に遣れる書狀（天正十一年三月二十三日）

慶長元年

某に遣れる書狀（慶長元年正月十七日）

某に遣れる書狀（～慶長元年正月二十日）

天正十二年

〔参考〕羽柴秀吉より侍女いわに遣れる消息（天正十二年九月六日）

〔参考〕羽柴秀吉より土藏四郎兵衛尉に遣れる書狀（天正十二年十一月十三日）

慶長三年

毛利吉成等六將に遣れる豊臣氏四大老連署書狀（慶長三年九月五日）

天正十四年

〔参考〕豊臣秀吉より太田資正に遣れる書狀（天正十四年五月十三日）

慶長五年

文書解説

森忠政に遣れる書狀（慶長五年五月一日）
山城石清水八幡宮栗本坊に與へたる知行宛行狀（慶長五年五月二十五日）

山城石清水八幡宮相撲柏村藤兵衛に與へたる知行宛行狀

（慶長五年五月二十五日）

山城石清水八幡宮相撲柏村善八に與へたる知行宛行狀

（慶長五年五月二十五日）

...

〔参考〕豊臣秀吉より山城石清水八幡宮相撲神人に與へたる知行宛行狀

（天正十七年十二月二十七日）

〔参考〕將軍家光より山城石清水八幡宮相撲座貳人に與へたる知行安堵狀

（寛永十三年十一月九日）

...

〔参考〕將軍家光より山城石清水八幡宮相撲座貳人に與へたる知行安堵狀

（寛永十三年十一月九日）

...

〔参考〕將軍家光より山城石清水八幡宮相撲神人に與へたる知行宛行狀

（寛永十三年十一月九日）

...

〔参考〕丹後安村に下せる禁制（慶長五年九月二十一日）

淺野長政に遣れる書狀（慶長五年九月一日）

丹後安村に下せる禁制（慶長五年九月二十三日）

寛永十六年

年未詳

倉光主水佑に遣れる書狀（年未詳六月二十日）

蜂須賀至鎮に與へたる御内書（年未詳十二月二十八日）

〔参考〕豊臣秀吉より遣られたる書狀（年月日未詳）

掛軸に裝幀されており、本紙豎二十八纏、巾四十四纏と表示されてゐる寸法
はやや不正確な様だが豎紙であらう。
遠江國山名郡二宮莊には鎌倉時代から於保郷を領した一族三和氏があつた。
永祿十年十二月十三日には今川氏真が三和次郎左衛門尉元致に於保郷七十一
貫、野河錢二宮田畠・屋敷とも七貫以下を宛行ひ（『靜岡縣史』資料編7 中世
三）、元龜四年六月七日には武田勝頼が同人に本領を安堵してゐる（集古文書
『角川 日本地名大辭典』）。遠江は大井川を境界として東を武田信玄、西を徳川
家康が侵略するとの密約が永祿十一年十二月に兩者の間で結ばれ（『徳川家康文
書の研究』舊・復とも上巻一一〇頁）、翌十二年正月に大井川より西の山名郡
の勢力者に本領を安堵し、麾下に收めようとした家康の働きが本状によく窺は
れる。しかし元龜四年六月に勝頼がこの源八郎の一族と推される三和元致に本
領安堵状を與へてゐることから、於保郷の三和氏は分裂してゐたか徳川・武田

右、如前々領掌之上、永不可有相違者也、仍如件、
永祿十二己
正月十五日
（三和）
三輪源八郎殿

原本『書畫目錄』第二號 ○京都市 山本美術店
平成十六年一月發行

家康（花押）

雙方に通じてゐたかと考へられる。

於保郷は現在の磐田市福田町で、南田は現在福田町のうち、江戸時代には南田村と稱した(『角川日本地名大辭典』)。

北條氏規(推定)に遺れる書狀 (天正十一年三月二十三日)

其表別一和之儀、急度以使者不申入候之條、以松平玄蕃允申候、
氏政宜被得其意候、爰許之儀猶可有彼口上候間、令省略候、恐々
謹言、

(天正十一年三月廿三日)

家康(花押)

(天正十二年九月六日)

〔参考〕羽柴秀吉より侍女いわに遣れる消息

原本「江戸東京博物館所藏」○東京都
『讀賣新聞』平成十五年七月十八日付

返々やかて／＼かいちん可申、御心やすく候へく候、なに
事も御めにかゝり御物たり候へく候、
五もし・八郎かたよりこそて給候、一たんとみにあいまいらせ
候まゝ、我等きまいらせ候、又三助殿・いゑやす人しち、いこ
うほうき人しち、いぬ山・なかしまのしろぬし人しち、合五人
までいたし候ハんよし申候まゝ、はや大かたさしおき申候、
(天正十二年九月六日)

折紙を半截して掛軸に装幀してある。天正十年織田信長歿後甲信鎭撫に出
征した家康は、甲斐國若神子で北條氏直勢としばしば干戈を交へたが、十月
二十九日和議を結び、上野沼田は氏直領、信濃佐久郡および甲斐郡・都留郡を
家康領とし、家康の第二女督姫を氏直に嫁すと約して雙方兵を引いた。家康は
甲斐國の仕置を済ませ、十二月十二日甲府を發して濱松城への歸途に就いた。
十二月十九日氏直は使者を濱松に派して納采の儀を行なひ、家康も使者を小田
原に派した。督姫の入輿は天正十一年八月に行なはれた。

本狀の使者に立った松平玄蕃允とは竹谷松平清宗である。清宗は清善の男と
して天文七年竹谷に生まれた。『寛政重修諸家譜』卷第二十一、清宗の項には
「この年北條氏直と御和睦ありしかば、御使をうけたまはりて小田原城に赴き
しに、氏直葡萄の蒔繪したる鼓の筒を與ふ」とある。本狀の「其表別一和之儀」
とは天正十年十月末の家康と氏直との和議を指すと解すには日時が隔たり過ぎ

てゐるやに感じられる。氏政はこの時既に隠居して家督は氏直が繼いでをり、
和議は氏政の弟で家康が駿府今川氏の許で人質生活を送った時、同じく人質と
して駿府に在つて親交を結んだ氏規が斡旋して成立させたので、家康は氏政と
は交渉を持たなかつたのであろうか。そこで日時は経たが更めて松平清宗を使
者として氏政の側近に挨拶を遣つたのが本狀と解すことにならうか。
氏政の側近とは天文十四年生まれで家康の幼馴染みの氏規であつたのかも知
れない。氏規は伊豆國韋山の城主であつた。

いわ
御返事

一／一

より

(羽柴秀吉)
ちくせん

原本〔東京大學史料編纂所藏〕○東京都
『前田利家展』石川縣美術館
昭和四十八年發行

全文秀吉の自筆の消息である。先づ大意を解いておく。

「五もし」は前田利家の娘で秀吉の養女となり、のちに宇喜多秀家に嫁した

豪姫、「八郎」は秀吉に養はれてゐた宇喜多秀家の通稱、「三助殿」は織田信雄、「いこうぼうき」は石川伯耆守數正、「いぬ山」は信雄の屬城で城主は中川勘右衛門だつたが、犬山城はこの年三月十三日に秀吉方に攻略されてゐる。

「なかしま」は信雄の居城であつたので、犬山・長島の城主とは何某を指してゐるのか詳らかに出来ない。何せ信雄が家康を差措いて秀吉と單獨で和議を結ぶに至つたのは、この年の十一月十一日であり、その二ヶ月以上も前に信雄・

家康・石川數正等から人質を出す故云々との和議の申し出が實際にあつたはずではなく、秀吉一人の思惑であらう。だがこの年十一月末には實際に家康の次男於義丸、石川數正の子勝千代・本多重次の子仙千代を名目は養子とその附人であらうとも大坂に迎へ取るに至るのであるから、秀吉の策略の遠謀ぶりは流石に並々ではなかつたと感じ入らされよう。信雄の娘が秀吉に養はれたことは『多門院日記』の天正十八年正月二十八日の條に「御チャヤンノ息女小姫君ト云、當年六才、關白殿ノ養子ニテ」・三才之時ヨリ御育也」とあるし、『家忠日記』天正十八年正月七日の條にも「關白様尾州信雄御むすめ子御養子被成」とある故史實であるが、その誕生は天正十三年で本狀の發給日天正十二年九月六日にはまだ誕生してゐなかつたはずである。解釋は想像してみると面白いが決め手を欠く。この娘は天正十八年正月に秀忠と聚樂第で祝言を挙げたと兩日記にあるが、實質は伴はなかつたらしい。

豪姫と秀家の一人から小袖を贈つて來た。おそらく重陽の祝儀であらう。小袖は身によく似合つたので着たぞと知らせ、二人を喜ばせてゐる。この頃秀吉は尾張樂田邊りに在陣し、信雄・家康軍とは小競合程度で戦況は膠著状態で、西國や北國の情勢も穏やかならず、何とか戰況打開を計りたい状態にあつた。

信雄・家康・石川數正・犬山城主・長島城主の都合五人までが人質を出さうと言つて來てゐる故、もうすぐ大かたつくであらう。返す／＼やがて凱旋するか

ら安心していらっしゃい、すべてお目にかかつた上でお話ししよう。「いわ」は北政所つきの侍女であるが、豪姫や秀家の世話もしてゐたのであらう。この消息より約一ヶ月後の天正十二年十一月十三日附で土藏四郎兵衛尉に遣つた書狀(次掲)も併せ參照されたい。

〔参考〕羽柴秀吉より土藏四郎兵衛尉に遣れる書狀

(天正十二年十一月十三日)

如此申遣候處、家康種々懇望候て人質ヲ出候間、即請取相濟申候、

態申遣候、

一、此面儀、伊勢國桑名郡長嶋桑名押詰、城々相拵、則繩生城伊勢國重那郡二秀吉令越年、

長嶋一著申付候ハん躰を信雄被見及、種々懇望付而、令同心相濟候條々事、

一、人質覺、信雄御子息并源五殿實子、瀧川三郎兵衛・中河勘

右衛門・士方彦二郎・佐久間甚九郎・雜賀松庵・何茂實子又

は母出人質、何様にも可爲秀吉次第由被出誓吊事、

一、北伊勢四郡相渡候、今度拵候城々敵・味方破却事、

一、於尾州ハ犬山・甲田ニ秀吉人數入置、其外新儀出來候城々雙方破却事、

一、家康儀、是又同前懇望候、雖然今度信雄若人を引入、對秀吉重々不相届儀候條、即三州表押詰、存分可申付覺悟候處、家康實子并石川伯耆以下出人質、何様にも可爲秀吉次第由候、種々懇望候へ共、秀吉對家康存分深候間、思案未落著候、自

然於不相免、雖爲年内家康分國亂入、所々令放火、日比可散無念心中ニ候へ共、兎角打任躰ニ聞候へハ哀候間、我々慈悲成覺悟ニて候間、過半可免候か、心中難計候、右分ニも候へハ此面明隙候間、五・六日中可納馬候、尙追々可申候也、

十一月十三日
(天正十二年)

秀吉(朱印)

土藏四郎兵衛尉殿

『五大老—豊臣政權の運命を託された男たち』
大阪城天守閣特別事業委員会
平成十五年十月發行

「徳川家康文書の研究」(舊・復とも)上巻六四九~六五〇頁に述べられてゐる。「戦争の終局」の解説を補強する重要史料として本状を採録しておく。

宛所の土藏四郎兵衛尉は長久手合戦で討死した池田恒興の重臣であるから、

秀吉は後繼者の輝政はじめ池田家中に對して並々ならぬ氣を配つてゐたと知ら

れる。天正十二年十月戦線は北伊勢に移り、十一月七日秀吉も繩生城まで出陣

して來たものの膠著状態の戦況を見てとり、長鳴攻撃を見せかけて信雄の戦意

を倦ませ、家康との提携の分断を計つて和議にもち込んだ。秀吉から持ちかけ

た和議であつたが、いかにも信雄が懇望して來たので織田信益の男はじめ重臣

たち(『徳川家康文書の研究』舊下巻之一 一七〇頁、復上巻 八二二頁)「織

田長益・瀧川一盛・中河祐忠・土方雄良・飯田半兵衛に遣れる書狀(天正十二

年八月二十六日)およびその解説参照)の實子や母を人質に差出させ、誓紙も

呈したので許してやつた云々。家康も信雄同様懇望して來たが、彼は年若い信

雄を引き込んで秀吉に對し重ね不届きを働いたので、三河まで押し詰め思

ひの通りに仕置してやらうと懐悟してゐたところ、家康の實子(次男於義伊・

秀康)と重臣石川數正以下が人質を出すからといろ／＼懇望して來た。家康に

對しては恨み深いので許さず、年内にも家康の分國に亂入して放火し、日頃の

無念を露らしてやらうと思つたのだが、すべて秀吉の意次第にまかせる態なので哀れになり、慈悲心を起こして大概は許してやらうかとも考へてゐる。となればこの方面の戦も終らうから五・六日中には馬を收めようと思ふ、なほこの様に言つてやつたら家康は種々懇望して人質を出して來たので、請取つて終りとした、と追而書に書いて結んでいる。

時の經過の史實を知り得てゐる今日の我々にしてみれば、十一月十三日の時點ではまだ兒戯近いほどの秀吉の虚勢ぶりに苦笑を禁じ得ないほどであるが、二年後の結果から見れば於義伊を養子とし、石川數正を出奔させ、家康を臣従させるに至つたのであるから、秀吉の大言壯語は虚言に終わったわけではなく、戦国武將政治家としての目算の慥かさを感心させられよう。本状に約二ヶ月先立つ九月六日附で侍女いわに遣つた自筆消息(前掲)も參照されたい。

〔参考〕豊臣秀吉より太田資正に遣れる書狀

(天正十四年五月十三日)

三月十四日書狀加披見候、家康事種々依懇望誓帀・人質等、堅

相ト令赦免候、然者東國儀、近日差遣使者境目等之儀、可相立候、

若相滯族有之者、急度可申付候之間、可被得其意候、何茂不圖

爲富士一見、可相越候之條、猶其刻可申候也、

五月十三日
(天正十四年)

〔朱印模〕
(豊臣秀吉)

三樂齋

〔朱印模〕
(太田資正)

『五大老—豊臣政權の運命を託された男たち』
東大阪市
平成十五年十月發行

本狀を『徳川家康文書の研究』(舊・復とも上巻 六九〇—七〇四頁)に収録されている文書と概説との参考文書として掲げておく。本狀は大阪城天守閣で開催された特別展「五大老—豊臣政權の運命を託された男たち」に展示され、その圖錄(二〇〇三年十月十一日發行)に圖版および釋文と不足ない解説が載せられてゐるので、その解説に學ぶ。

宛所の太田資正は天文十四年生、美濃守・三樂齋と稱し、入道道譽と號した。父資頼の蹟を繼いで武藏岩槻城主となつたが北條氏康の策略によつて常陸佐竹義重の客將となつてゐた。北條氏政の次男が太田氏房を名乗つて岩槻城を繼承してゐたので、客將となつても資正は軍事力を保持してゐたと推される。天正十八年の小田原合戦に際しては五月二十五日佐竹義宣・宇都宮國綱と共に参陣し秀吉に謁した。

この資正の裔は五代のちの尹資の代に嗣子なくして斷絶し、攝津の淨土真宗本願寺派の寺院慈明寺に嫁いでゐた娘が太田家傳來の文書を相續した。それらの文書は軀て慈明寺と兄弟寺院の關係にある河内の専宗寺に移されて今日に傳えられた。

本狀では家康の方から誓紙や人質を呈して秀吉に和を懇望して來てゐるのを、赦免してやることにしたと威勢を張つてゐるが、この頃秀吉は既に妹の旭姫を濱松に送つてをり、この書狀の日附の翌十四日、旭姫は家康と婚儀を挙げた。

〔参考〕豊臣秀吉より遣られたる定書

(天正十五年五月二十八日)

一、嶋津修理^(義久)大夫ニ薩摩一國被下候、人質之儀男子依無之

一、嶋津修理^(義久)大夫ニ薩摩一國被下候、人質之儀男子依無之
嫡女出置候、其外家老之者共、人質不殘十人計被差置候、然上嶋津爲在大坂被召連候事、

去月廿六日書狀、今日肥後國於佐敷到來、披見候、

五月廿八日

德川中納言^(家康)とのへ

(花押)

(豊臣秀吉)

一、嶋津修理^(義久)大夫ニ薩摩一國被下候、人質之儀男子依無之
嫡女出置候、其外家老之者共、人質不殘十人計被差置候、然上嶋津爲在大坂被召連候事、

一、豊前國黒田勘解^(孝高)由被下候事、

一、筑前・筑後小早川被下候、然者肥後國八代ニ被置御馬立申候、博多ヘ被移御座、大唐・南蠻・高麗船著候間、彼地御座所ニ被相定、御普請被仰付、小早川ニ右兩國被下候間、爲留守居可被作置候事、

一、本田^(本多廣幸)豊後守如見聞候、九州事、早速雖御隙明候、遠國候條國々

置目を五畿内同前ニ被入御念爲可被仰付、被成御逗留候事、

一、日向巢鷹事、當年者巢立候、爲其隨分可相尋候事、

一、壹岐・對馬事、人質を出不殘令出仕候事、

一、高麗國事、對馬國柳川權介^(謂信)与申者、御調物色々備、人質以下可出者御^(詮)言雖申候、御調物者不入事候間、日本之覺下候

條、高麗帝王日本ヘ出仕於在之者、可令赦免之由申遣候、自然於滯者高麗ヘ人數可渡儀、當年ハ船殘置候條、來年人數以下遣之、成敗儀可被仰付候、頓普請申付六月中ニハ大坂迄可開陣可心易候也、

一、嶋津兵庫頭事、嶋津乍弟家督令與奪候條、彌人質被相固、其上惣領子又一郎被召連、被作在大坂候、則兵庫頭ニハ大隅一國被下候事、

一、肥後國一段能國候間、羽柴^(佐々成政)陸奥ニ被下、熊本名城候條、爲

原本〔書畫目録〕第一號 ○ 京都市 山本美術店
平成十七年正月發行

役に使ひ、巣鷹を贈るべく手配させてゐると言つた硬軟織り交ぜた外交文書で、秀吉の政治を知る一級史料である〔史料綜覽〕『日本戰史』九州役 他)。

本紙堅二二種・横一七種、總丈堅二五種・長一四一種と記されており、卷子に裝幀されてゐる。第二項の「被作」は難解だが、「しめられ」と讀んでおく。

本狀の日附より約半年遅つた天正十四年十月四日、家康は秀吉の奏請によつて權中納言に任ぜられ、同月二十七日大坂城に登つて關白秀吉に臣從を表した。折から俎上に載せられてゐた九州征伐にも從軍を申し出たが、秀吉からはとどめられたので十一月十一日岡崎に歸著、九州の陣には本多廣孝を從軍させた。十二月十九日太政大臣に任ぜられた關白羽柴秀吉は、豊臣の姓を賜はつた。天正十五年正月一日、秀吉は諸將に軍役と出陣の次第を令し(至九州御動座次第)大阪城天守閣所藏)、三月一日自らも軍勢を率ゐて大坂を發した。

秀吉軍は九州各地に連戦連勝し、五月三日島津氏の降を容れて全軍に休戦を令し、八日島津義久は雍髮して龍伯と號し、薩摩泰平寺で秀吉に謁した。茲に九州の役は終戦を見、秀吉は九州諸國の處分を決めた。本狀に記されてゐる諸國處分は既によく知られてゐる史實であるが、以下の諸點は注目を要しよう。

一、博多は南蠻・高麗の船著場である故に秀吉の御座所と決め、小早川隆景に普請、即ち博多の街の復興整備と留守居を命じたこと。

一、本多廣孝がいつ家康の許へ歸つたかは未明だが、秀吉の合戦ぶりや九州仕置ぶりを家康の家臣に見聞させ宣傳する意圖があつたと思はれ、廣孝を手駕遇してゐる(『寛政重修諸家譜』卷第六百九十一)。

一、對馬からの人質と出仕とは宗氏であるが、壹岐からとは同國を肥前國北松浦郡と併せ領し、秀吉からその封の安堵を受けた平戸の松浦鎮信であらう。一、朝鮮に對しては宗氏の家臣柳川調信を交渉に當らせ、人質を差出し國王が日本へ出仕するなら赦さう、遲滞するならば軍勢を差し向けるべく船を残し置き、來年軍勢を遣はして成敗すると恫喝せしめてゐる。

秀吉らしい尊大な芝居がかつた文意が纏められており、臣從せしめて間もない家康に對し、武威を誇つて畏怖せしめると同時に、その家臣本多廣孝を宣傳

一 柳直末に遣れる書狀 (天正十五年十七年四月十一日)

〔貼紙〕
〔權現様〕
〔折紙・前開〕

被察候、其後兎角書絶心外候、尙榊原式部大輔可被申候、恐々
謹言、

卯月十一日

一柳伊豆守殿

家康(花押)

原本〔大阪城天守閣所藏〕○大阪市

折紙を半折し、かつ前半を失つてゐる。料紙が濃茶色に焼け、折目は傷み擦傷も多いので一柳家の手を離れて久しいと思はれる。

一柳直末は天文十五年に生まれ、元龜元年から秀吉に仕え、天正十三年美濃國の内にて六萬石を與へられ浮見城に住し、從五位下・伊豆守に叙任、天正十八年三月二十九日に伊豆山中城攻めで戦死した(『寛政重修諸家譜』卷第六百三)。

榊原康政は天文十七年に生まれて家康に仕へ、天正十四年十一月九日に從五位下・式部大輔に叙任された(『寛永諸家系圖傳』乙四)。従つて本狀の發給年次は康政叙任の翌年から直末討死の前年の間となる。秀吉股肱の臣直末へ家康が康政を使者として遣つた書狀ならば、かなり政治上興味深い文面であつたらうと推されるも、前半を闕いてるので詳らかにし得ないのは殘念である。

木下吉隆・長束正家に遣れる書状（天正十七年九月十七日）

追而申候、長丸上洛之儀、供者知行方をも請取候之間、少
相延て不苦之由、

上意之旨候之由承候間、少相延し申候、雖然やかて可差上
申候、尙御次も候ハ、可然様被仰上可有候、以上、

江州知行方之儀付而、被成下御朱印候、則頂戴仕候、仍而江州
知行方之儀、當年之事ハ御代官被仰付、以物成可被下之旨、
得其意存候、路次廻知行之儀、被成御替之可被下之由、誠被爲
入御念候而被仰下之段、忝次第難申盡候、此旨可然様被仰上
可有候、恐々謹言、

九月十七日
〔天正十七年〕

木下半助殿
〔吉隆〕
長束大藏大輔殿
〔正家〕

家康（花押）

〔朝日新聞〕夕刊 平成十六年十一月二十二日付
原本〔個人藏〕○京都府

某に遣れる書狀

（慶長元年正月十七日）

從大坂參候孝藏主之文給候、披見仕候、
太閤様彌御快氣之由、誠
目出太慶存候、就其我々罷下儀、先々延引仕候へ由、存其旨候、
猶以面可申候、かしく、

〔慶長元年正月〕

家康（花押）

爲音信白鳥一到來、祝著候、猶加々爪甚十郎可申候、謹言、

〔慶長元年〕

家康（花押）

某に遣れる書狀

（～慶長元年正月二十日）

〔豊臣秀吉〕
太閤様彌御快氣之由、誠

掛軸に装幀されてゐる。堅紙切封であつたと推され、表紙の宛所は切り取ら
れたので本文の右端は中廻しの裂ざりぎりになつて少し闕けてゐるが、讀解に
は支障ない。但し本紙は全體に黒ずんで擦傷や破れも多い。

『徳川家康文書の研究』に「長束正家に遣れる書状（慶長元年正月二十三日）」
が（舊・復とも中巻二七八頁）普通寺文書より採録されており、本文の主旨
は本状と略同じである。その書状の日附は正月廿三日としかないので、慶長
元年發給との考證は支證十分で搖がない。家康は正月十三日伏見の亭に前田
利家・淺野長吉・瀧川雄利・蜂須賀家政等を招いて茶會を催してゐる（『言繼卿
記』）ので、本状も伏見に在つて發したものと思はれる。家康は大坂へ下つて秀
吉の病氣を見舞ふ豫定でゐたところ、秀吉側から病状回復したので下坂は延引
する様に連絡して來たと解される。

「かしく」と書止めて月も記さなかつた例は、自筆の消息を除けば、「某に遣
れる書状（文祿四年三月カ、三日）」『新修 徳川家康文書の研究』二三五頁に
掲出した一件しか管見に觸れてゐなかつたので、本状が二件目となり、相互傍
證となる。

本状の所藏者藤氏は大坂の野田藤として中世以來有名だつた藤の名所の舊家
で、それに因んで藤氏を稱した。文祿三年の春、秀吉もこの野田藤を遊覽した
と『藤傳記』にある。

本状の所在と解説は大阪城天守閣の北川央氏の御教示によるところが大であ
る。

原本〔藤三郎氏所藏〕○大阪市
『大阪の歴史』第六十号口絵寫眞

原本〔思文閣古書資料目録〕第百八十五號
平成十六年一月發行

本紙堅十七・一糸、横三十・一糸に切詰められ、臺紙貼りにされて軸装され
てゐる。もとは折紙であつたと推定される折目蹟が残つてゐるが、擦傷が目立
ち、宛所は截取られてゐる。

白鳥の贈答は家康文書の中でも永禄十二年二月十一日、天正十八年八月
二十八日、慶長九年十一月十日、元和元年一月十五日と四文書に見られ、必ず
しも冬に限られなかつたと知られる。加々爪甚太郎政尚はよく使者を勤めてゐ
たが、慶長元年閏七月十三日の大地震で歿死した。

毛利吉成等六將に遣れる豊臣氏四大老連署書狀

(慶長三年九月五日)

態以飛脚令申候、

毛利壹岐守殿
（吉政）
伊藤東祐兵
（伊藤民部）
相良宮内太輔殿
（長毎）
高橋九郎殿
（元種）
秋月三郎殿
（種長）
嶋津又七郎殿
（翌久）

輝元（花押）
秀家（花押）
利家（花押）
家康（花押）

一、内府・輝元・秀家至于博多下向候而、各歸朝之儀可申付候
處、人數不入之由、被申止候間、先遠慮候、安藝宰相・淺野
彈正少弼・石田治部少輔兩三人被遣之候、其方様子ニシテ、渡海
候而成共、可被相談之旨、猶追々可令申候、恐々謹言、

九月五日
（慶長三年）

一、御無事之儀、取前加藤主計手前候て可仕之旨、被仰出候、
雖然加主手前難調ニ付てハ、何之手前ニ成共、可被相濟之
旨候條、急度相調候様ニ御才覺肝要候、不可有油斷候事、

一、御無事之様子、朝鮮王子相越候へハ尤候、不相越候共、御
調物にて可被相究候、日本御外聞迄候間、御調物多少之段者
不入事候間、各相談候て可然様ニ可被相究候事、
一、冬中ニ此方へ彼得御意儀もはか行間敷候間、不及御伺可
被相濟候、御無事と被仰出候上者、御調物にても、王子に
ても、如相調可被相究事、
一、各迎舟之儀、太閣様被仰付候新艘百艘、其外諸浦之舟貳
百艘、都合三百艘、追々被差遣候事、

「五大老—豊臣政權の運命を託された男たち」
原本「個人藏」
野家文書」(後編薩藩舊記雜錄)より収載されており、それをまた「新修
川家康文書の研究」第二輯に個人所蔵の原本に據つて二七一页に校訂して再掲
した。(浅野家文書)が原本であつたどうか不明のためである。

本文書は「徳川家康文書の研究」(舊・復とも)中巻 三三三・三四四頁に〔淺
野家文書〕(後編薩藩舊記雜錄)より収載されており、それをまた「新修
川家康文書の研究」第二輯に個人所蔵の原本に據つて二七一页に校訂して再掲
した。(浅野家文書)が原本であつたどうか不明のためである。
本文書は校訂に用ひた前田育徳會所蔵文書とも、本文には若干の相違があ
り、かつ宛所の人名は同じながら順序が異つてゐるので採録した。

森忠政に遣れる書狀

(慶長五年五月一日)

慶長五年
五月廿五日家康(朱印)
(印文忠想)

栗本坊

爲端午之祝儀、帷五内生絹三送給、祝著之至候、猶西尾隱岐守
(折紙)
 可申候之間、令省略候、恐々謹言、

五月朔日

(慶長五年)

家康(花押)

羽柴右近大夫殿

(森忠政)

原本〔輪王寺所藏〕〇日光市
〔日光山と徳川四〇〇年の文化〕
 平成十六年四月發行

折紙を半截して掛軸に裝幀されてゐる。

忠政は森可成の六男で元龜二年生、天正十二年四月の小牧合戦で討死した兄長可の遺領を繼ぎ、翌十三年十月六日從五位下・右近大夫に叙任、同十五年二月六日從四位下・侍従に昇せられて羽柴の氏と豊臣の姓とを授けられ、羽柴金山侍従と呼ばれ、信濃國川中島飯山城に住して十三萬七千五百石を領し、川中島侍従とも呼ばれた。

西尾吉次は慶長四年十月三日に從五位下・隱岐守に叙任されたので、本狀はそれ以降の發給であり、關ヶ原合戦以降諸大名に對して「恐々謹言」と結んで署名・花押を記した文書の發給例は先づないので、本狀の發給年次は慶長五年と斷定できよう。

山城石清水八幡宮栗本坊に與へたる知行宛行狀

(慶長五年五月二十五日)

〔折紙〕
權現様相撲
柏村藤兵衛

八幡庄内拾九石五斗三升事、全可社納候也、
(折紙)
 山城石清水八幡宮相撲柏村藤兵衛に與へたる知行宛
 行狀
(慶長五年五月二十五日)

慶長五年
五月廿五日家康(朱印)
(印文忠想)

檀紙で臺紙に留め掛軸に裝幀されてゐる。下奈良村は八幡庄の内の村で、「寛文御朱印留」では文書番号六八七の中に「括され「八幡庄二十石」として掲げられてゐる。『新修 德川家康文書の研究』第二輯、三三九頁に掲げておいたので参照されたい。

下奈良村之内新知貳拾石事、全可令寺納候也、

原本〔思文閣古書資料目録〕第百九十一號
 平成十七年七月發行

山城石清水八幡宮相撲柏村善八に與へたる知行宛行狀

(慶長五年五月二十五日)

八幡庄内拾四石六斗三升事、全可社納候也、
〔折紙〕

慶長五
五月廿五日

家康(印文忠憲)
(朱印)

相撲
柏村善八

〔折紙
權現様〕

原本〔思文閣古書資料目録〕第百九十一號
平成十七年七月發行

天正十七
十二月廿七日

豊臣秀吉
(朱印)

〔朱印〕

一、四石五斗
一、三石五斗

藤兵衛
市藏

右、以橋本内被宛行早、全可社納候也、

合八石

本狀を慶長五年五月二十五日附で家康が石清水八幡宮の相撲神人に與へた知行宛行狀二通の参考文書として掲げておく。

二通とも石清水八幡宮の相撲神人に與へた知行宛行狀である。相撲は神事であり八幡宮に奉仕する役務の一つで、數名で座を形成してゐた。参考文書として収録した天正十七年の秀吉文書では、二人連名で合八石を與へてゐるが、家康は藤兵衛に四倍強、市藏の後繼者と見られる善八にも四倍強の知行を各自に宛行つた。二人の知行の合計は三十四石一斗六升となり、秀吉が與へた八石より大幅に増されてゐるのは、おそらく相撲座がしっかりと組織されるに至つたからであらう。

同じく参考文書として収録した寛永十三年の家光の知行安堵狀は「相撲座貳人分」と括して同じ石高三十四石一斗六升を安堵してゐる。その文中にある「元和三年八月十六日」の秀忠の安堵狀は未見なので断定は出来ないが、おそらく各自一通づつではなく一括一通で發給されたと推定される。寛文五年八月十五日の家綱御朱印狀では七座一通に一括した中に一行、「一、三十四石壹斗六升 同斷 相撲座貳人」と記されてゐる。同斷とは「山城國綴喜郡八幡庄」

の意である。

〔参考〕豊臣秀吉より山城石清水八幡宮相撲神人に與へたる知行宛行狀

(天正十七年十二月二十七日)

八幡宮相撲神人給事
〔折紙〕

慶長五
五月廿五日

家康(印文忠憲)
(朱印)

相撲
柏村善八

〔折紙
權現様〕

原本〔思文閣古書資料目録〕第百九十一號
平成十七年七月發行

天正十七
十二月廿七日

豊臣秀吉
(朱印)

〔朱印〕

一、四石五斗
一、三石五斗

藤兵衛
市藏

右、以橋本内被宛行早、全可社納候也、

合八石

〔参考〕將軍家光より山城石清水八幡宮相撲座貳人に與へたる知行安堵狀
(寛永十三年十一月九日)

へたる知行安堵狀

(寛永十三年十一月九日)

彌々不可有相違者也、

丹後安村に下せる禁制

(慶長五年九月二十一日)

寛永十三
十一月九日

(徳川家光
印文泰光)
〔安村江頂戴〕

(折紙折返下部貼紙)
〔大猷院様〕

原本 〔思文閣古書資料目録〕 第百九十一號
平成十七年七月發行

禁制

- 一、軍勢甲乙人等濫妨・狼藉事
一、放火之事
一、妻子・牛馬取事

淺野長政に遣れる書狀
(慶長五年九月一日)

書狀令披見候、大柿(量)二石田治部(三成)・備前中納言(宇喜多秀家)・嶋津(准新)・小西就楯(行長)

籠、先衆被取卷由注進候間、今朔日令出馬候、中納言御同道候
而、其口片時も急御上肝要候、猶本多彌八郎(正純)可申候、恐々謹言、

九月朔日

家康(花押)

淺野彈(長政)正少弼殿

原本 〔思文閣古書資料目録〕 第百九十一號
平成十七年七月發行

原本 〔思文閣古書資料目録〕 第百八十七號
平成十六年七月發行

(徳川家康
印文忠憲)
〔朱印〕

〔朱印〕
〔朱印〕

- 右條々、堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍下
知如件、

「禁制」の文字の下方に下した宛所が記されるのが通例なので、抹消された
か、截取つて埋められたかと精査したが、その様な痕跡は全くない。包紙は後
世に付されたものであらうが、そこに記された村名を宛所と解しておく。「屋
す」の地名は戦国期に見え、江戸時代には「安村」として、ともに丹後國中郡
所在である(『角川日本地名大辞典』)。

折紙を半截し臺紙に留めて掛軸に裝幀されてゐる。子息の幸長と共に會津攻
めに從つて小山の陣に在つた長政は、家康の命によつて分國甲州に戻り、中山
道を進軍する秀忠に同道することとなつた。東海道先發部隊が岐阜城攻略に續
いて美濃大垣城を包囲したとの報に接した家康は、九月一日江戸城を發するに
當つて、中山道を行く秀忠軍と同道し急ぎ攻め上る様長政に本書を以て命じ
た。

徳川義直より松平忠明に遣れる書狀

(寛永十六年九月二十三日)

一筆令啓候、一昨廿一日右兵衛督所へ御輿入、天氣迄能首尾、

殘所無之候間、可御心安候、我等大慶不過之候、恐々謹言、

下候、是又過分存候、

御書被成下、殊御尊筆之色帯三十六枚・沈香・油煙・色善并吉房御横物・南蠻筒拜領仕候、偏ニ御懇意之段、過分至極恐悅存

(寛永十六年)
九月廿二日
(徳川)
義直(花押)

松平下總守殿
御宿所

候、委細彼口上申渡候間、宜被 上聞候、此等之趣可然様御披露尤候、恐々謹言、

六月廿日

家康(花押)

原本『思文閣古書資料目録』第百八十五號
平成十六年一月發行

(年未詳)

倉光主水佑殿

原本『思文閣古書資料目録』第百八十七號
平成十六年七月發行

家康(花押)

六月廿日

倉光主水佑殿

本紙豎十九・五粋、横五十・四粋で掛軸に裝幀されてゐる。

義直は慶長五年十一月二十八日誕生で、寛永三年八月二日に從二位・權大納言に叙任。

光友は寛永二年七月二十九日誕生で、寛永十年九月五日に從四位下・右兵衛督に叙任。

千代姫は寛永十四年閏三月五日誕生。

松平忠明は奥平信昌の四男として天正十一年誕生。母は家康の長女龜姫。家康の養子とされて松平姓を許され、慶長四年三月十一日秀忠の片諱を與へられて忠明と名乗り一家を創立、翌五年四月七日從五位下・下總守に叙任。寛永十六年三月三日六萬石を加封され、郡山をあらためて播磨國姫路城をたまひ、すべて十八萬石を領す。

光友と千代姫の婚儀は寛永十六年九月二十一日で、時に光友は十五歳、千代姫は三歳であった。義直は四十歳で、忠明はその甥であるが、年齢は五十七歳と遙かに年長であった。

入輿の日は天氣もよかつたと知られる。

倉光主水佑に遣れる書狀（年未詳六月二十日）

尙々御横物一段見事御座候、喜悅之至候、次鐵炮藥之方被

(折紙)

歳で薨じた。公家筆頭の家に生まれた前久は青蓮院流、所謂御家流の書を能くし、和歌に勝れ有職故實に精しかつたと同時に、馬術・放鷹などにも精通し、九州諸大名の間の斡旋、信長の甲州征伐に從軍するなど軍事にも深い關心を抱き、秀吉・家康とも親しく交はつた。

信尋は前久の男として永祿八年に誕生。天正五年信長の片諱を貰つて信基と名乗り、のち信輔・信尋と改めた。同年加冠して從三位に叙せられ同八年内大臣、同十三年左大臣に任せられたが、秀吉に次いで秀次が關白に任せられるや心中穏やかならず、文祿元年正月左大臣を辭した。平人同様直情奔放に振舞ひ、同年十二月朝鮮に從軍するとして出奔し、肥前名護屋に至つたが、後陽成天皇の勅によつて停められた。文祿三年四月秀吉の上奏によつて勅勤を蒙り、薩摩坊津に配流され留すること三年、その間義久以下島津一党より厚遇を受け、慶長元年九月許されて歸洛、同六年左大臣に再任。同十年七月二十三日從一位關白・氏長者の叙任、八月二十七日に三宮に准ぜられ、同十九年十一月二十五日に五十歳で薨じた。三藐院の號で知られ、大師流を再現したと評される奔放な書を能くして、本阿彌光悦・松花堂昭乘と共に寛永の三筆と稱され、洒脱な繪もよく描いた(『國史大辭典』)。

倉光主水佑の名は『徳川家康文書の研究』(舊・復とも下巻之一 一五五頁)「近衛龍山(前久)」より鎌田政近に遺れる書状(慶長六年九月五日)および同卷四六一頁「島津龍伯(義久)より倉光主水佑に遺れる書状(慶長十年九月日)」に『薩藩舊記雜錄』より収録されており、島津龍伯(義久)と近衛龍山(前久)との間で取次役を務めてゐた人物と知られる。但し後者の文中にある「當御所様關白職御給之由」の一節を、中村博士は同年四月十六日に内大臣・正二位に陞り、征夷大將軍に補せられた秀忠が關白にも任せられたとの風説と解されたが、この「御所様」は秀忠ではなく、同年七月二十三日に從一位・關白の叙任を受けた近衛信尋を指すと考へられる。この書状も本狀も死所は同じ倉光主水佑であり、實の死先は信尋と解すよりも前久(龍山)と解す方が可能性は高いであらう。

前久・信尋の父子は公家も攝關家筆頭の近衛家の當主でありながら、甲州征伐や朝鮮の役に從軍し、信長・秀吉・家康、或は義久(龍伯)を初めとする島津

氏ほか有力大名と親交を結び、公家有職に長けながら軍事にも深い關心を抱いてゐた異色の公卿であつた。本狀はその近衛家、おそらく龍山から書狀を添えて贈られた品々に対する禮狀である。

「御尊筆之色紙三十六枚」は、龍山染筆の三十六歌仙和歌色紙であつたらうか。「沈香」は名香木、「油煙」は「油煙墨」の略稱で當時は、香木と共に常套的贈答品、「色善」は「色好紙」で赤褐色の修善寺紙のことである。「吉房御横物」とは吉房と言ふ人物の書を横長に装幀した掛軸であつたらう。追而書でも「御横物一段見事」と繰返してゐるので、餘程の名筆で珍重に價する掛軸であつたのだらう。吉房の語は普通名詞には見出せぬ人名と思はれるが、禪家墨蹟には該當なく、公家方・武家方では同じ諱と言ふだけならば數名の該當者はあるものの適當者は見出されなかつた。これらの受贈記録と『當代記』・『駿府記』等に探つたが見出せず、色紙三十六枚と共に後考に俟つ。

これらは陽明家から家康への贈物として至極妥當と思はれるが、南蠻筒に鐵炮薬も贈られたとなると聊かの驚きを以て注目されよう。家康の受贈品に關しては『徳川家康文書の研究』上巻・中巻・下巻之一・下巻之二・『新修 徳川家康文書の研究』に収録された文書中から抜萃した伊東秀子氏作成の「家康の受贈品一覽表」(『新修 徳川家康文書の研究』八三六・八七一頁)があり、全三百四十三件中鐵炮か鐵炮薬を贈られた記録は天正七年六月一日附で水野直盛より鐵炮薬十斤、慶長四年十一月二十七日附で島津家久より鐵炮、慶長六年十二月二十三日に島津義久・家久より硫礦千斤、慶長七年四月十二日に島津義弘より硫礦百五十斤、慶長七年五月一日に島津家久より硫礦千斤、慶長十三年七月二十一日附で島津家久より硫礦二千斤、慶長十四年十二月二十六日附で島津家久より硫礦千斤、同日附で島津義弘より南蠻鐵炮と、水野直盛よりの鐵炮薬十斤を除けば島津氏の獨占品目である。硫礦は鐵炮薬そのものではないが火薬の原料である。家康への贈答品記録としては『當代記』の慶長十三年の項に同年中の膨大な受贈品が列舉掲出されており、「去る慶長五年以來進物、毎年大概以如此」との後註もあるが、その中に鐵炮や鐵炮薬はない。となると本狀にある南蠻筒や鐵炮薬は島津氏と親交を結んでゐた前久(龍山)がその縁を通じて入手し、家康に贈った品であつたらうと推定されよう。發給年次の確定は受

贈品の記録の發見に係はるだらうが、先づは慶長四年以降十六年までの間であらう。花押を据ゑた判物は先づ慶長五年末を下限としてゐるが、宛所が陽明家となれば慶長六年以降であつた可能性も排除できないだらう。

蜂須賀至鎮に與へたる御内書

(年未詳十二月二十八日)

爲歲暮之祝儀、小袖五之内綾一到來、悅思召候也、
(折紙)

十二月廿八日

(黒印)

蜂須賀阿波守殿
(至鎮)

原本「思文閣古書資料目録」第百八十七號
平成十六年七月發行

蜂須賀至鎮は家政の男で、天正十四年徳島に生まれ、千松丸・忠吉・豊雄と名乗り、一時は長門守を稱したらしい。至鎮は慶長四年家康の養女とされた小笠原秀政の女と婚約。翌五年正月結婚した。秀政の女は三郎信康の孫女で、家康の外曾孫である。

同年秋上杉征伐に從軍したが、父家政は西軍に呼應した。だが實際には病氣と稱して出陣せず、役後は高野山に登り、隱居して蓬庵と號した。その所領は至鎮の東軍從軍の功によつて無事相續家督を許され、一萬石を加増されて阿波徳島城十八萬七千石を領し、同九年從四位下・阿波守に叙任。大坂兩度の合戦に出陣して戰功を立て、元和六年二月十六日に三十五歳で没した(『寛政重修諸家譜』・『家康の族葉』)。

印文「恕家康」印の初見は慶長九年六月二日付の「常陸千妙寺に與へたる寺領寄進狀」(『徳川家康文書の研究』舊・復とも下巻之一 三八二頁)。『新修 德川家康文書の研究』第二輯 八一九頁。原本徳川恒孝氏所藏)であり、至鎮の阿波守任官も慶長九年がこの文書發給年次の上限と見てよいが、下限は元和元年まで可能性があつて見定め難い。

〔参考〕豊臣秀吉より遣られたる書狀

(年月日未詳)

かへす／＼すきとよくなり候ハんまで、此方へもむやうにて候、わつらいなにと候や、心もとなく候まゝ、一ふてとりむかいまいらせ候、それ／＼心かはやよく候間、心やすく候へく候、けさたけた進之候、よくやうしやう候て可然候、かしく

大なこん殿

(豊臣秀吉)

原本「思文閣古書資料目録」第百九十一號
平成十七年七月發行

『豊太閤真蹟集 三〇』に鳥居大路良平藏として収載されており、掛軸に裝幘され重要美術品に認定されてゐる。全文秀吉の自筆である。秀吉が關白を辭し太閤と稱し始めたのは天正十九年十二月二十八日である。宛所は大納言殿とのみあるが當然權大納言を含み、公家方も含めれば該當者は多數に上る。だが本狀の文面文意から判ずれば、宛所が女性の通稱であつた可能性も一應は考へられるが、その場合には「殿」の敬稱が附けられる可能性も殆どなく、やはり相手は武家方であつたと解することにならう。とすると相手は天正十五年八月八日に權大納言に任ぜられ、慶長元年五月八日に内大臣に昇任される間の徳川家康か(『日光東照宮文書』)、同日に權中納言から權大納言に昇任された前田利家のいづれかと言ふことになる。

本狀には年紀はもとより月日もない。病氣の見舞状であるが、家康も利家も度々患つた記録があるので決め手にはならない。秀吉も心地悪しき状態から快復したところで、「今朝、醫師の竹田定加を遣はした」と申し送つてゐる。秀吉の自筆書狀の中には病氣見舞状が多く、相手の病状を問ひ醫師や薬を送つて養生を勧め、自分の健康を傳へる。如何にも人情の機微に敏であつた秀吉の人柄をよく顯はしてゐよう。

本状の宛所を家康と決めるわけには行かないが、秀吉が太閤と稱し始め、先づは文祿元年から家康が内大臣に昇る慶長元年五月八日までの四年五ヶ月の間の家康宛書状の可能性の方が、慶長元年五月八日から秀吉の歿するまでの二年三ヶ月間に利家に宛られた書状と解す可能性の方より高いと考へて採り上げておく。

〔付記〕

本稿は平成十七年十一月二十三日に逝去された財團法人徳川黎明会会長・徳川美術館館長・徳川義宣氏の遺稿である。氏は若い時より『新訂 徳川家康文書の研究』(日本学術振興会発行)を著された中村孝也氏に師事され、その後を受け継ぎ徳川家康文書の収集・研究に努められ、『新修 徳川家康文書の研究』・『新修 徳川家康文書の研究』第二輯(以上、徳川黎明会発行)・『徳川家康文書真蹟集』(角川書店発行)などを著された。中村孝也氏・徳川義宣氏の家康文書の業績については、今日なお徳川家康や初期江戸幕府政治史に取り組む者にとっては基礎文献としての意義を持ち続いている。徳

川家康のような歴史上の人物が発給した文書は全国に、或いは海外にまできわめて広範囲に伝来しているわけであり、それを収集するということは一朝一夕にはゆかない。常に問題意識をもち続けて、時間をかけて埋もれている文書を発掘していかねばならないのであり、文字通り徳川義宣氏にとって、徳川家康文書の研究はライフケーストであった。伝え聞くところによると、亡くなる直前まで或る家康文書の花押について心を傾けておられたという。

氏の研究は『新修 徳川家康文書の研究』第二輯、刊行後も続けられ、次を期して原稿の作成に取り組まれていた。その原稿が本稿であり、御遺族より徳川林政史研究所に託されたのである。原稿は未だ草稿の段階のものであつたが、今回活字化するにあたり、故人の意思を尊重し、解説は旧仮名遣いのままとし、出典の統一など訂正は最小限に止めた。ここに収載された文書が、今後の研究の基礎になつていくことを期待したい。

なお、遺稿の成稿化にあたっては、徳川林政史研究所非常勤研究員の川島孝一氏が担当した。記して謝意を表する次第である。 (竹内 誠記)